

議案第19号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
(寄附金税額控除) 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略) (3) 法第314条の7第1項第3号に規定する所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であって、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの (4) (略) 2 (略) (市民税の申告) 第37条の2 (略) 2～8 (略)	(寄附金税額控除) 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略) (3) 法第314条の7第1項第3号に規定する所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第152条第5項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であって、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの (4) (略) 2 (略) (市民税の申告) 第37条の2 (略) 2～8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、主たる事務所又は事業所の所在及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在)、代表者又は管理人の氏名、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第58条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第85条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、主たる事務所又は事業所の所在及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在)、代表者又は管理人の氏名、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第58条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第85条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第145条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第145条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

(2)・(3) (略)

議案第20号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略)	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する法人番号に限る。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) (略)

議案第23号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第2条の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u> <u>のある職員が当該子を養育するため</u> <u>請求した場合には、当該請求した職員の業務</u> <u>を処理するための措置を講ずることが著し</u> <u>く困難である場合を除き、第2条第7項に規定</u> <u>する勤務(災害その他避けることのできない</u> <u>事由に基づく臨時の勤務を除く。次項におい</u> <u>て同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第2条の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するため</u> <u>請求した場合には、当該請求した職員の業務</u> <u>を処理するための措置を講ずることが著し</u> <u>く困難である場合を除き、第2条第7項に規定</u> <u>する勤務(災害その他避けることのできない</u> <u>事由に基づく臨時の勤務を除く。次項におい</u> <u>て同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育」とあり、第2項 <u>及び前項中</u> <u>「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」</u>とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第

(休暇)

(子の看護休暇)

[illegible]

(休暇)

(子の看護等休暇)

- 8 -

議案第 2 4 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表

現行	改正案
(手当) 第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 (略) 附 則	(手当) 第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 (略) 附 則 <u>(職員の期末手当の特例)</u> <u>3 令和7年4月1日から同月18日までの間に限り、第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の170」とする。</u>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第1条による改正関係)

- 11 -

扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においては、その者が職員となった日、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職給料表7級職員等以

扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

外の職員から行政職給料表7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある行政職給料表7級職員等が行政職給料表7級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある行政職給料表6級職員等が行政職給料表6級職員等及び行政職給料表7級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族

たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表7級職員等以外のものが行政職給料表7級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表6級職員等及び行政職給料表7級職員等以外のものが行政職給料表6級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第13条の3 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者

と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 本市職員以外の地方公務員又は国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による

(地域手当)

第11条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第13条の3 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による

単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員(次項において「管理職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員等が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 (略)

(扶養手当等の支給方法)

第21条 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は、市長が定める。

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員(次項において「管理職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務をした

場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員等が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 (略)

(地域手当等の支給方法)

第21条 地域手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は、市長が定める。

(扶養手当に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

49 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職給料表6級職員等」という。)に「対しては」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは「(5)

身体又は精神に著しい障害のある者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）』と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」とあるのは「行政職給料表6級職員等」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

50 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第11条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「100分の12」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	100分の14
令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	100分の13

宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)
新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>臨時職員及び管理者</u>が指定する職種を除く。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (単身赴任手当) 第6条の2 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者 _____と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。 (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務した</u>場合に、当該職員に対して支給する。 附 則	(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 _____管理者が指定する職種を除く。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (単身赴任手当) 第6条の2 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。 (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務をした</u>場合に、当該職員に対して支給する。 附 則 <u>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</u> 4 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中「(4) 身体又は精神に著しい障</u>

	<u>碍のある者」とあるのは、「(4) 身体又は精神に著しい障碍のある者 (5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。</u>
--	--

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>臨時職員及び管理者</u>が指定する職種を除く。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (単身赴任手当) 第9条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者 _____ と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。 (管理職員特別勤務手当) 第15条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務した</u>場合に、当該職員に対して支給する。 附 則	(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 _____ 管理者が指定する職種を除く。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (単身赴任手当) 第9条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。 (管理職員特別勤務手当) 第15条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務をした</u>場合に、当該職員に対して支給する。 附 則 <u>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</u> 3 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは、「(4) 身体又は精神</u>

	<u>に著しい障碍のある者（5）配偶者（届出を しないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ る者を含む。）』とする。</u>
--	--

議案第 2 6 号

宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(附則第6項による改正関係)

現行	改正案
(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)</u>別表級別1級の者に支給する額に相当する額とする。 3・4 (略)	(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)</u>別表級別1級の者に支給する額に相当する額とする。 3・4 (略)

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧対照表(附則第7項による改正関係)

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
~~~~~	~~~~~	~~~~~
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により <u>宝塚市職員等</u> の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による旅費の範囲内で任命権者が定める額
~~~~~	~~~~~	~~~~~

備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。

(改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
~~~~~	~~~~~	~~~~~
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により <u>宝塚市職員等</u> の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)による旅費の範囲内で任命権者が定める額
~~~~~	~~~~~	~~~~~

備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表(附則第8項による改正関係)
(現行)

別表第3(第14条関係)

区分	基準	級別
団長	宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による。	2級
副団長		3級
分団長(本部付を含む。)		
副分団長		4級
部長		
班長		
団員		

(改正案)

別表第3(第14条関係)

区分	基準	級別
団長	宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)による。	2級
副団長		3級
分団長(本部付を含む。)		
副分団長		4級
部長		
班長		
団員		

議案第 27 号

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例(平成27年条例第15号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(基本方針等) 第3条 (略) 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ<u>(2)</u>)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略)	(基本方針等) 第3条 (略) 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ_____に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合におい

2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、同表の右欄に定めるところによることができる。 【別記 参照】	て、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、同表の右欄に定めるところによることができる。 【別記 参照】
--	---

【別記】

(現行)

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号又は第3号</u> に掲げる者のいずれか1人

(改正案)

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号又は第3号</u> に掲げる者のいずれか1人

宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第14号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
(指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ_____に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)

議案第 2 8 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診(間接撮影)	1件	400円
	喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(^{けいぶ} 頸部細胞診)	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円
	前立腺がん検診	1件	1,300円

(改正案)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診(間接撮影)	1件	400円
	喀痰細胞診(肺がん検診受診者で ^{かくたん} 喀痰細胞 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(^{けいぶ} 頸部細胞診)	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円

議案第 29 号

宝塚市私立学校助成条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市私立学校助成条例(昭和42年条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条の規定に基づき、学校法人に対してする助成について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第132条の規定に基づき、学校法人に対してする助成について必要な事項を定めるものとする。

議案第 30 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市学校給食の実施に関する条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 <u>(学校給食費の特例)</u> 2 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条第2項の規定の適用については、同項第1号中「270円」とあるのは「230円」と、同項第2号中「315円」とあるのは「270円」とする。</u>

議案第 3 1 号

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年条例第19号)新旧対照表

現行	改正案
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者^{がい}等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者^{がい}等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)

議案第 3 2 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表

現行	改正案
(手数料) <u>第2条 市長は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。別表第1において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき別表第1に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u> 2～5 (略) 附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 <u>別表第1 (第2条関係)</u> (略) 別表第5 (第2条関係) 【別記 参照】	(手数料) <u>第2条 市長は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。別表第1において「盛土規制法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき別表第1に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u> 2～5 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 <u>(手数料の特例)</u> 2 <u>令和7年4月1日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。)第8条第1項本文の許可を受けた者(改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第8条第1項本文の許可を受けた者を含む。)に係る改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の事務について、1件につき次の表に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u> 表 (略) <u>別表第1 (第2条関係)</u> (略) 別表第5 (第2条関係) 【別記 参照】

【別記】

(現行)

手数料を徴収する事務	金額
(1) <u>宅地造成工事</u> に関する証明	1件につき 300円
////////////////////////////////////	////////////////////////////////////

(改正案)

手数料を徴収する事務	金額
(1) <u>宅地造成等工事</u> に関する証明	1件につき 300円
////////////////////////////////////	////////////////////////////////////

議案第33号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
(手数料) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。<u>別表第3</u>において「低炭素化促進法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。<u>別表第4</u>において「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 6～8 (略) 別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】 備考 1～5 (略)	(手数料) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。<u>別表第1及び別表第3</u>において「低炭素化促進法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。<u>別表第1及び別表第4</u>において「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 6～8 (略) 別表第1(第2条関係) 【別記1 参照】 備考 1～5 (略) 6 <u>建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画が建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。<u>別表第4</u>において「施行規則」という。)</u>第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。)に係る建築物(低炭素化促進法第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。)であって、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの(以下この表において「仕様基準適用住宅」という。)に該当する場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる

- 6 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。

_____）が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

表 (略)

- 7 中間検査等をした建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、非住宅部分

_____が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、備考6の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

- 8 (略)

別表第3(第2条関係)

【別記2 参照】

備考

- 1～7 (略)

- 8 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

建築物の区分に応じ、同表右欄に定める金額を加算した金額とする。

表 (略)

- 7 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物(建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

表 (略)

- 8 中間検査等をした建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物(建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、備考7の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。

- 9 (略)

別表第3(第2条関係)

【別記2 参照】

備考

- 1～7 (略)

- 8 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令

_____第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

- 9 この表において「誘導仕様・計算併用法」とは、基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準を

<u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>別表第4(第2条関係)</u> (略)	<u>いう。</u> <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>別表第4(第2条関係)</u> (略)
--	---

【別記1】

(現行)

名称	事務の区分	金額
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建基法第6条第1項 (建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第18条第2項(建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
(8) 中間検査等をした建築物に関する完了検査	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円

了検査申請又は完了通知手数料	する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円
(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	19,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	40,000円
(26) 建築物の高さの特例認定申請手数料	建基法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査		27,000円

(改正案)

名称	事務の区分	金額
(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建基法第6条第1項(建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	57,000円

	る確認の申請に対する審査又は建基法第18条第2項(建基法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が100平方メートルを 超え200平方メートル以内のもの	25,000円
		床面積の合計が200平方メートルを 超え300平方メートル以内のもの	34,000円
		床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
(8) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基	床面積の合計が100平方メートルを 超え200平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積の合計が200平方メートルを 超え300平方メートル以内のもの	33,000円
		床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円

	づく完了の通知に対する審査		
(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
		<u>中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u>	<u>20,000円</u>
		<u>中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u>	<u>27,000円</u>
		<u>中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>40,000円</u>
(26) 建築物の高さの特例認定申請手数料	<u>建基法第55条第2項又は地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する建基法第55条4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査</u>		27,000円

【別記2】

(現行)

名称	事務の区分					金額	
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	その他の場合	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>		<u>40,000円</u>	
				<u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>		<u>45,000円</u>	
			共同住宅等	<u>誘導仕様基準により算出する場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>		<u>38,000円</u>
					<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>66,000円</u>
					<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>125,000円</u>
					<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>		<u>178,000円</u>
					<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>		<u>322,000円</u>
					<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>		<u>520,000円</u>
					<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>		<u>915,000円</u>
					<u>その他の場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	
				<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>130,000円</u>	
				<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>228,000円</u>	

[illegible]

				場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

(改正案)

名称	事務の区分					金額
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円
				誘導仕様・計算併用法により算出する場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	32,000円
				その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円

共同住宅等	<u>全ての住戸について誘導仕様基準により算出する場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,000円</u>
		<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,000円</u>
		<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>125,000円</u>
		<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>178,000円</u>
		<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>322,000円</u>
		<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>520,000円</u>
		<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>915,000円</u>
	<u>全ての住戸について誘導仕様・計算併用法により算出する場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>54,000円</u>
		<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>92,000円</u>
		<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>166,000円</u>
		<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>232,000円</u>
		<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>439,000円</u>

				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
				////////////////////////////////////	////////////////////////////////////
				////////////////////////////////////	////////////////////////////////////
複合建築物	住宅部分	全ての住戸について誘導仕様に		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円

					より 算 出 す る 場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
					全 て の 住 戸 に つ い て 誘 導 仕 様・計 算 併 用 法 に よ り 算 出 す る 場 合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	54,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	92,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	166,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	439,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円
						そ の 他 の 場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー		130,000円

						<u>トル未満のもの</u>	
						<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>228,000円</u>
						<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>318,000円</u>
						<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>617,000円</u>
						<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,065,000円</u>
						<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,958,000円</u>

議案第 3 4 号

宝塚市都市景観条例及び宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(都市景観デザイン審査) 第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。 (1)～(6) (略) (7) <u>土地の形質の変更のうち、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの</u> (8) (略) 2～8 (略)	(都市景観デザイン審査) 第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。 (1)～(6) (略) (7) <u>土地の形質の変更のうち、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条の規定により指定された宅地造成等工事規制区域における同法第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等(土地の形質の変更により同条第1号に規定する宅地にするものに限る。)で、土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの</u> (8) (略) 2～8 (略)

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例(平成17年条例第14号)新旧対照表
(第2条による改正関係)

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 (1) (略) (2) 開発事業 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為(規則で定める行為を除く。)を行う事業をいう。 ア (略) イ <u>旧宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成</u> ウ (略) (3)～(10) (略) (開発協定) 第21条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、特定開発事業者は、特定開発事業の実施に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法第8条第1項の許可の申請若しくは同法第11条 の協議の申出を行う日までに開発協定を締結するように努めなければならない。 4 (略)	(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。) 並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 (1) (略) (2) 開発事業 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為(規則で定める行為を除く。)を行う事業をいう。 ア (略) イ <u>盛土規制法第10条の規定により指定された宅地造成等工事規制区域における盛土規制法第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等(土地の形質の変更により同条第1号に規定する宅地にするものに限る。)</u> ウ (略) (3)～(10) (略) (開発協定) 第21条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、特定開発事業者は、特定開発事業の実施に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は盛土規制法第12条第1項 の許可の申請若しくは盛土規制法第15条第1項の協議の申出を行う日までに開発協定を締結するように努めなければならない。 4 (略)

議案第 3 5 号

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第27号)新旧対照表
(現行)

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

(単位 円)

階級	勤務年数					
	5 年 以 上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	<u>30年以上</u>
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	<u>979,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	<u>909,000</u>
分団長(本部 付を含む。)	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	<u>849,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	<u>809,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	<u>734,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	<u>689,000</u>

(改正案)

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

(単位 円)

階級	勤務年数						
	5 年 以 上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	<u>30年以上</u> <u>35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	<u>979,000</u>	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	<u>909,000</u>	<u>1,009,000</u>
分団長(本部 付を含む。)	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	<u>849,000</u>	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	<u>809,000</u>	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	<u>734,000</u>	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	<u>689,000</u>	<u>789,000</u>

議案第36号

工事請負契約（宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事）の変更について

- 1 工 事 期 間 着 工 令和 4年(2022年)10月 7日
 完工予定 令和14年(2032年) 9月30日
- 2 変 更 内 容 受注者から全体スライド条項の規定に基づく契約金額変更の請求があったため、
 賃金及び物価の全体スライド(差額の補償)を行う。

議案第 38 号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	松 浦 一 枝	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和55年 4月	宝塚市に奉職
	平成 6年 4月	保育ルームアリーテ代表
	平成 6年 5月	伊丹市留守家庭児童懇話会委員
	平成 9年 7月	株式会社アリーテ代表取締役
	平成10年10月	伊丹コミュニティ放送株式会社番組審議会委員
	平成11年 6月	兵庫県阪神地域夢21委員会委員
	平成12年 9月	兵庫県被災地コミュニティ・ビジネス支援ネット委員
	平成12年10月	伊丹市女性政策懇話会委員
	平成14年10月	伊丹市公平委員会委員
	平成15年 5月	伊丹市家庭教育推進計画策定委員
	平成16年11月	株式会社ロック・フィールド勤務
	平成23年10月	神戸新聞カルチャー講師
	平成23年10月	神戸新聞文芸川柳壇選者（筆名 八上桐子）
		現在に至る。
	令和 3年 4月	宝塚市教育委員会委員
		現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 39 号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住 所	[REDACTED]		
氏 名	坂 井 希千与		
生年月日	[REDACTED]		
学 歴	[REDACTED]		
職 歴	平成11年 4月	兵庫県弁護士会登録 東播中央法律事務所入所	
	平成13年10月	みらい法律事務所開設	
	平成19年 4月	春名・田中法律事務所 パートナー弁護士 (令和6年6月オーロラ法律事務所に名称変更) 現在に至る。	
	平成19年 4月	神戸家庭裁判所尼崎支部 調停委員 現在に至る。	
	平成21年10月	神戸簡易裁判所民事調停官	
	平成23年10月	兵庫労働局紛争調整委員	
	平成25年 4月	神戸学院大学法科大学院教授	
	平成27年 1月	神戸地方裁判所司法委員	
	令和 6年 4月	兵庫県弁護士会副会長 現在に至る。	

地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～12 (略)

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第40号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	模 泰 吉	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和48年 4月	神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録
	昭和50年 4月	模泰吉法律事務所代表弁護士 (昭和60年4月三宮法律事務所に名称変更) 現在に至る。
	昭和60年 4月	神戸弁護士会副会長
	平成 6年 4月	宝塚市公平委員会委員
	平成10年 4月	宝塚市公平委員会委員
	平成12年 4月	兵庫県弁護士会会長
	平成18年 4月	近畿弁護士会連合会理事長
	平成19年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成22年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成25年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成28年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成31年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	令和 4年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

地方税法(抜粋)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (略)

2 (略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～9 (略)

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第41号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	萩 正 博	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和49年 4月	株式会社A R I 建築事務所入所
	昭和53年 3月	一級建築士登録
	昭和56年 1月	一級建築士事務所萩建築事務所設立 現在に至る。
	平成12年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部幹事
	平成18年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部副支部長
	平成20年 4月	ひょうご住まいサポートセンターリフォームアドバイザー
	平成20年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部相談員(宝塚市無 料相談窓口・建築相談)
	平成21年 4月	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター住宅保険課検査員
	平成24年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部幹事
	平成25年 4月	兵庫県簡易耐震診断員
	平成28年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成31年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	令和 4年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第42号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	足 立 英 基	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和56年 4月	株式会社小林エステイト入社
	昭和58年 4月	財団法人日本不動産研究所(現一般財団法人日本不動産研究所)入 所
	昭和60年10月	株式会社扇屋プランニング専務取締役
	平成 5年 4月	社団法人兵庫県不動産鑑定士協会(現公益社団法人兵庫県不動産 鑑定士協会)理事
	平成17年 4月	社団法人兵庫県不動産鑑定士協会(現公益社団法人兵庫県不動産 鑑定士協会)理事
	平成19年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成19年11月	株式会社扇屋プランニング代表取締役 現在に至る。
	平成22年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成23年 4月	社団法人兵庫県不動産鑑定士協会(現公益社団法人兵庫県不動産 鑑定士協会)副会長
		近畿不動産鑑定士協会連合会幹事
	平成24年 4月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会代議員
	平成25年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成26年 4月	公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会会長 近畿不動産鑑定士協会連合会副会長
	平成26年 9月	関西学院大学商学部非常勤講師
	平成27年 4月	兵庫県不動産D I 協議会議長 現在に至る。
	平成28年11月	ひょうご空き家対策フォーラム議長 現在に至る。
	平成29年 4月	公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会顧問 現在に至る。
	平成31年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	令和 4年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	塩 川 恵 造	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和60年 4月	関西テレビ放送株式会社入社 現在に至る。
	平成17年 4月	宝塚第一小学校育友会会長
	平成20年 4月	西逆瀬川自治会副会長
	平成22年 4月	宝梅中学校PTA会長
	平成26年 4月	宝塚第一小学校区まちづくり協議会会長
	平成31年 4月	宝塚第一小学校区まちづくり協議会地域交流部会長 現在に至る。
	平成31年 4月	宝塚第一小学校放課後事業一小っ子遊ぼう会代表 現在に至る。
	令和元年 8月	宝塚市パブリック・コメント審議会委員
	令和 4年 4月	宝塚第一小学校コミュニティスクール会長 現在に至る。
	令和 6年 4月	宝塚ボランティアプラザzukavo運営委員 現在に至る。
	令和 6年 4月	宝塚市男女共同参画推進審議会委員 現在に至る。
	令和 6年 4月	コープこうべ総代 現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	高 橋 裕美子	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和61年 4月	コスモ証券株式会社入社
	昭和62年 1月	川西市に奉職
	令和 4年 4月	西雲雀丘自治会副会長
	令和 4年 7月	川西市会計年度任用職員
	令和 6年 4月	川西市職員互助会事務局長
	現在に至る。	

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	吉 村 雅 子	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和51年 5月	音楽教室にてピアノ講師
	平成24年 4月	小浜自治会会長 現在に至る。
	平成24年 4月	小浜自治会自主防災会会長 現在に至る。
	平成24年 4月	宝塚市立共同利用施設指定管理者 現在に至る。
	平成24年 4月	小浜共同墓地運営委員会副委員長 現在に至る。
	平成25年 5月	宝塚市第4地区自治会連合会理事 現在に至る。
	平成25年 6月	小浜財産区管理会委員 現在に至る。
	平成27年 5月	宝塚市自治会連合会理事 現在に至る。
	平成27年 5月	小浜あじさい公園運営委員会委員長 現在に至る。
	平成28年 3月	宝塚市保健福祉サービス公社24h ケアステーション評議員 現在に至る。
	平成28年 6月	宝塚市人権・同和教育協議会理事 現在に至る。
	令和元年 4月	宝塚市立看護学校評価委員 現在に至る。
	令和元年 4月	小浜内高齢者ひまわりサロン“一休さん”世話役 現在に至る。
	令和 3年 4月	宝塚市保健福祉サービス公社評議員 現在に至る。
	令和 6年 2月	宝塚市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク連絡会理事 現在に至る。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。